

和泊町告示第 101 号

和泊町営住宅への特別入居に関する要綱を次のように定めた。

平成 27 年 10 月 1 日

和泊町長 伊地知 実利

和泊町営住宅への特別入居等に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、特別な事情による住宅困窮者の居住の安全を図るとともに自立の支援を行うことを目的とし、和泊町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年和泊町条例第 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に定める町営住宅への特別入居等をさせる際に必要となる事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別入居 第 2 号及び第 3 号に規定する入居をする者をいう。
- (2) 優先入居 特別な事情による住宅困窮者及び現に入居している住宅への居住が困難な者が公募によらずに入居することをいう。
- (3) 特定入居 現に町営住宅に入居している者（以下「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったこと、その他世帯構成、心身の状況及び近隣関係からみて他の町営住宅に移転及び住替えをすることをいう。

(優先入居枠)

第 3 条 優先入居させることができる戸数は、全管理戸数の内 1 割以内とする。

(入居申込み及び入居決定通知)

第 4 条 特別入居等を希望するものは、町長に入居の申込みをしなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を特別入居者として決定したときは、和泊町営住宅特別入居決定通知書（第 1 号様式）により通知するものとする。

(入居手続き等)

第 5 条 入居決定後の手続き及び入居後の規定は条例の規定を準用する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

和泊町営住宅特別入居決定通知書

年 月 日

様

和泊町長



あなたを、和泊町営住宅の特別入居者として決定しましたので通知します。

つきましては、次のとおり必要な手続を行ってください。

なお、この手続を期限内に履行しなかったときは、この入居の決定を取り消すことがありますので注意してください。また、何かの理由で、期限内に手続をすることができないときには、あらかじめ御連絡ください。

記

1 特別入居が決定した住宅 団地 号

2 必要な手続

(1) 誓約書の提出

(2) 家賃の3か月分に相当する額の敷金の納入

3 手続の期限

年 月 日（この通知の日から10日以内）

4 手続の免除等について

次の手続については、期限を延ばすことができます。この場合、別に手続が必要ですから、あらかじめ申し出てください。

(1) 誓約書提出

やむを得ない事情があり、連帯保証人の確保が困難であると町長が認める場合連帯保証人の連署を免除することができます。

(2) 敷金の納入

激甚災害の罹災者等については、敷金を減免することができます。